

別表第1教育職給料表(2)教育職給料表(3)の項の次に次のように加える。

任期付職員条例第4条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10
任期付研究員条例第5条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10
任期付研究員条例第5条第2項の給料表	すべての職員	100分の5

別表第1備考中「給料表欄の給料表」の次に「(任期付職員条例第4条第1項の給料表、任期付研究員条例第5条第1項の給料表及び任期付研究員条例第5条第2項の給料表を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給与簿に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)第12条及び熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第18条」を「、熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号。以下「育児休業条例」という。)第12条、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第18条、熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)第9条及び熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)第9条」に改める。

第4条中「基いて」を「基づいて」に、同条第3号中「、熊本県職員等の育児休業等に関する条例第10条及び熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第3項」を「、育児休業条例第10条及び勤務時間条例第15条第3項」に改める。

第10条第1号中「その他」を「、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当その他」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程

熊本県職員等の給与簿取扱規程(昭和32年熊本県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第20号中「勤勉手当」を「任期付業績手当」に改め、同条第2項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「と「勤勉手当額」」を「、勤勉手当額」の欄及び「任期付業績手当」に改め、同号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 「任期付業績手当」の欄

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)第4条第4項の規定に基づく特定任期付職員業績手当又は熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)第5条第5項の規定に基づく任期付研究員業績手当の金額を記入する。

別記第3号様式を次のように改める。